

1. (2) 認可外保育施設の認可化移行の促進について

現状と課題

- 認可保育所等への移行を目指す認可外保育施設について、一定の基準を満たす施設に対して運営費を補助。
- 認可化移行の更なる促進を図るため、補助基準額の引き上げを図る必要がある。
- 補助基準額が施設定員に応じた設定となっていないため、安定的な施設運営のためには施設定員に応じた補助基準額の設定とすることが必要である。

講じた措置（予算・税制・法律等）

- 補助基準額を、公定価格ベース(基本分単価＋所長設置加算)の2/3の水準まで引き上げ。
- 補助基準額について、定員区分に応じた単価設定とする。 ※減収対策として経過措置を設定
- 規制改革推進に関する第2次答申(2017(平成29)年11月29日)を踏まえ、地方公共団体が待機児童対策協議会に参加する場合に補助額を上乗せ。

今後の方向性・スケジュール等

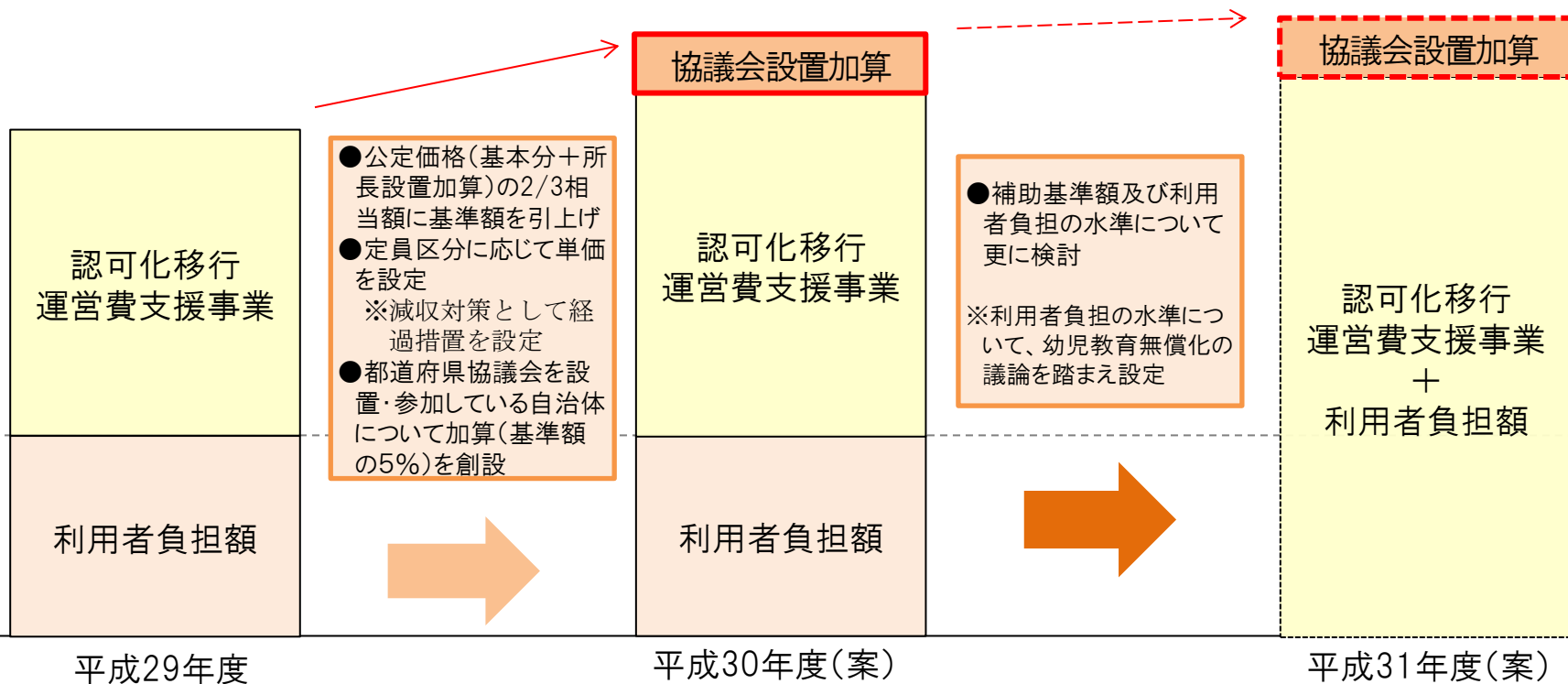
- 2019(平成31)年度においては、補助基準額及び利用者負担額の水準について、幼児教育無償化の議論等を踏まえ更に検討。

認可化移行運営費支援事業の拡充(イメージ)

平成30年度所要額
98.4億円(公費)

- 「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿確保策の一環として、既存の認可外保育施設の認可化を推進することが重要。
- このため、認可化移行運営費支援事業について、平成30年度においては、以下の拡充を行う予定。
 - ・将来的な認可化(=公定価格による運営費補助)を視野に、公定価格をベースとした仕組みとすることとし、①段階的に**公定価格ベース(基本分単価+所長設置加算)の2/3の補助水準**まで引き上げるとともに、②定員に応じて補助額が逡減する仕組みを導入※
 - ・規制改革推進会議の第2次答申を踏まえ、**待機児童への支援策を強化するため、保育の受け皿整備が必要である地方公共団体が待機児童対策協議会に参加する場合に補助額を上乗せする仕組みを導入**
- 平成31年度においては、補助基準額及び利用者負担の水準について幼児教育無償化の議論等を踏まえ更に検討。
 - ※収入が減少する施設については、経過措置を設定

《拡充のイメージ》(有資格者10割の場合) ※有資格者6割又は1/3以上の場合の補助基準額については、人件費の差額相当分を減額。



1. (3) 総合的な保育人材確保策の推進について

現状と課題

- 保育の受け皿整備を進める中、保育士の有効求人倍率は約3倍(2017(平成29)年11月:2.97倍(全国))となっており、保育の担い手となる保育人材の確保が喫緊の課題となっている。
- このため、処遇改善のほか、新規の資格取得や就業継続、離職者の再就職といった支援に総合的に取り組む必要がある。

講じた措置(予算・税制・法律等)

【2017(平成29)年度補正予算案及び2018(平成30)年度予算案】

- 2017(平成29)年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の待遇改善(保育士平均+1.1%)を2018(平成30)年度の公定価格にも反映する。
 - 保育人材の裾野を広げるため、保育補助者の雇上げ支援を拡充し、
 - ・研修受講要件の緩和(子育て支援員研修の受講→保育園等での実習)
 - ・補助対象者の拡大(1施設:1名分→定員121人以上の施設:2名分)を実施。
 - 保育園等に勤務する保育従事者の保育士資格取得支援を拡充し、対象となる職員の拡大(常勤職員のみ→全職員)を実施
 - 保育士の業務負担を軽減するため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登校園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- ※ 上記のほか、保育士が出産後、円滑に職場復帰できるよう、引き続き、保育士の子どもの保育園への優先入所等を推進する。

今後の方向性・スケジュール等

- 2018(平成30)年度予算成立後 交付要綱・実施要綱等の発出

保育人材の確保に向けた総合的な対策

- ◆ 「子育て安心プラン」に基づく約32万人分の保育の受け皿整備に伴い、保育の担い手となる保育人材(新たに約7.7万人)を確保するため、処遇改善のほか、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職といった支援に総合的に取り組む。

新規資格取得支援

【養成校ルート】

- 保育士資格取得支援事業の拡充（保育園等で働きながら養成校の卒業による資格の取得を目指す方への授業料の補助）
 - ・補助対象者を常勤職員から非常勤職員を含む全職員に拡大 【30予算案】

【保育士試験ルート】 ※年2回の試験を実施（27年度：4府県で実施 → 29年度：全ての都道府県で実施）

- 保育士試験による資格取得支援事業の拡充（保育士試験の合格による資格の取得を目指す方への教材費等の補助）
 - ・支給対象期間を拡大（試験の1年前までに要した費用→試験の2年前までに要した費用） 【30予算案】

就業継続支援

○保育園等におけるICT化の推進

- ・保育士の業務負担を軽減するため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務をICT化するためのシステムの導入費用を支援する。 【29補正案】

○保育補助者の雇い上げ支援の拡充（保育士の業務を補助する方の賃金の補助）

- ・研修受講要件を緩和し、保育人材の裾野を拡大（子育て支援員研修の受講→保育園等での実習） 【30予算案】
- ・補助基準額の引き上げ（1施設1名分（221.5万円）→定員121人以上の施設：2名分（443万円）） 【30予算案】

○保育体制強化事業の拡充（清掃等の業務を行う方の賃金の補助）

- ・実施主体の拡大（待機児童解消加速化プラン参加市区町村→全ての市区町村）等 【30予算案】

○保育士宿舍借り上げ支援（補助額：1人当たり月額8.2万円（上限））

- ・対象者の拡大（採用から5年以内の者→採用から10年以内の者） 【29予算～】

離職者の再就職支援

- 保育士・保育所支援センター（潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援（職業紹介）を実施）
 - ・マッチング支援を行うコーディネーターの追加配置（1名→2名） 【29予算～】
- 就職準備金貸付事業（再就職する際等に必要となる費用を貸し付け、2年間勤務した場合、返還を免除）
 - ・貸付額の上限を引き上げ（20万円→40万円） 【28補正～】

1. (4) 改定保育所保育指針の適用について

現状

- 保育所保育指針は、保育園における保育の理念や保育内容・方法等を体系的に示すもの。
- 直近の2008(平成20)年改定から、2017(平成29)年3月に10年ぶりに大臣告示による改正を行い、2018(平成30)年4月1日からの適用に向けて、改定保育所保育指針及びその解説の内容等について現在周知を行っている。

検討状況

- 改定保育所保育指針において、保育園と小学校との連携に関し、子どもの育ちを支える資料として就学時に保育園から小学校へ送付される「保育所児童保育要録」について、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有する等の記載が追加されたこと踏まえ、検討会を開催し、記載事項や参考様式等の見直しを検討している。

※ 改定した「保育所児童保育要録」については、2019(平成31)年4月に小学校に入学する児童から適用

今後のスケジュール

- 改定保育所保育指針について、2017(平成29)年度内に周知し、2018(平成30)年度から適用
- 改定保育所保育指針の解説について、2018(平成29)年2月中に示す予定
- 「保育所児童保育要録」の見直しに関する検討会を踏まえ、2017(平成29)年度中に改定した「保育所児童保育要録」の参考様式等を示す予定

保育所保育指針について

- 第1章～第5章で構成。保育所における保育の内容及びこれに関連する運営に関する事項を定める。
- 厚生労働大臣告示（平成29年3月31日告示、平成30年4月1日適用）

第1章 総則

○ 保育所保育が幼児教育の重要な一翼を担っていること等も踏まえ、「4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項」を定めるなど、保育所保育の基本となる考え方について記載。

1. 保育所保育に関する基本原則
2. 養護に関する基本的事項
3. 保育の計画及び評価
4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

第2章 保育の内容

- 乳児、3歳未満児、3歳以上児の保育について、それぞれ、ねらい及び内容を記載。
- 特に、3歳以上児の保育について、幼稚園、認定こども園との整合性を確保。

1. 乳児保育に関わるねらい及び内容
 - ※「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」という視点から記載
2. 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容
 - ※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点から記載
3. 3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容
 - ※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点から記載
4. 保育の実施に関して留意すべき事項

第3章 健康及び安全

○ 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等について記載。

1. 子どもの健康支援
2. 食育の推進
3. 環境及び衛生管理並びに安全管理
4. 災害への備え

第4章 子育て支援

○ 保護者と連携して「子どもの育ち」を支えることを基本として、保育所が行う子育て支援の役割等について記載。

1. 保育所における子育て支援に関する基本的事項
2. 保育所を利用している保護者に対する子育て支援
3. 地域の保護者等に対する子育て支援

第5章 職員の資質向上

○ 職員の資質・専門性の向上について、キャリアパスを見据えた研修機会の充実なども含め記載。

1. 職員の資質向上に関する基本的事項
2. 施設長の責務
3. 職員の研修等
4. 研修の実施体制等

2. 地域における子育て支援の充実

2 (1) 平成30年度における社会保障（子ども・子育て支援）の充実について

現状と課題

- 社会保障と税の一体改革においては、消費税率の引き上げによる増収分を子ども・子育て支援を含む社会保障の充実・安定化に充てることとされている。
- 子ども・子育て支援の充実に関しては、「0.7兆円の範囲で実施する事項」と整理された「質の向上」及び「量的拡充」を着実に進めるための財源確保が必要。
- さらに、消費税引き上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超の「質の向上」に係る所要額の確保に努めることとされている。

講じた措置（予算・税制・法律等）

- 平成30年度予算案において、子ども・子育て支援新制度及び社会的養護の充実については、
 - ① 市町村の事業計画等を踏まえた「量的拡充」に対応するとともに
 - ② 0.7兆円程度の範囲で実施する「質の向上」を引き続き全て実施するために必要な財源として、0.7兆円程度を充てることとしている。
- さらに、平成29年度に引き続き、消費税財源以外の0.3兆円超の「質の向上」項目のうち、保育士の2%の処遇改善等の実施について盛り込んでいる。

今後の方向性・スケジュール等

- 引き続き、子ども・子育て支援の充実のため、消費税財源以外による「質の向上」の実施に必要な部分を含め、財源の確保に最大限努力していく。

2. (2) 放課後児童クラブについて

現状と課題

- 放課後児童クラブの登録児童数については、年々増加(1,171,162人:平成29年5月1日現在)しているものの、待機児童数も17,170人とほぼ横ばいとなっており、一層の受け皿整備を進めていく必要がある。
- また、放課後児童クラブの量的拡充に伴い、放課後児童支援員等の質の向上や人材の確保が課題となっている。

講じた措置(予算・税制・法律等)

- 平成30年度予算案において、新規整備等に係る施設整備費国庫補助率の嵩上げの継続(公立の場合:国庫補助率1/3→2/3)を実施している。
- 平成26年度より18時半を超えて開所している放課後児童クラブの放課後児童支援員等の処遇改善の実施や平成29年度より放課後児童支援員の経験年数等に応じた処遇改善を実施している。

今後の方向性・スケジュール等

- 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)に基づき、「放課後子ども総合プラン」に掲げる放課後児童クラブの2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を2018年度末までに1年前倒しして実施する。さらに、状況を踏まえ、その後の在り方について検討する。
- 「社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会」において、放課後児童クラブの量的拡充や質の確保、類型などについて議論していくこととし、2018年(平成30年)6月を目途に、中間的などりまとめを行う予定としている。

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項):平成10年4月施行)

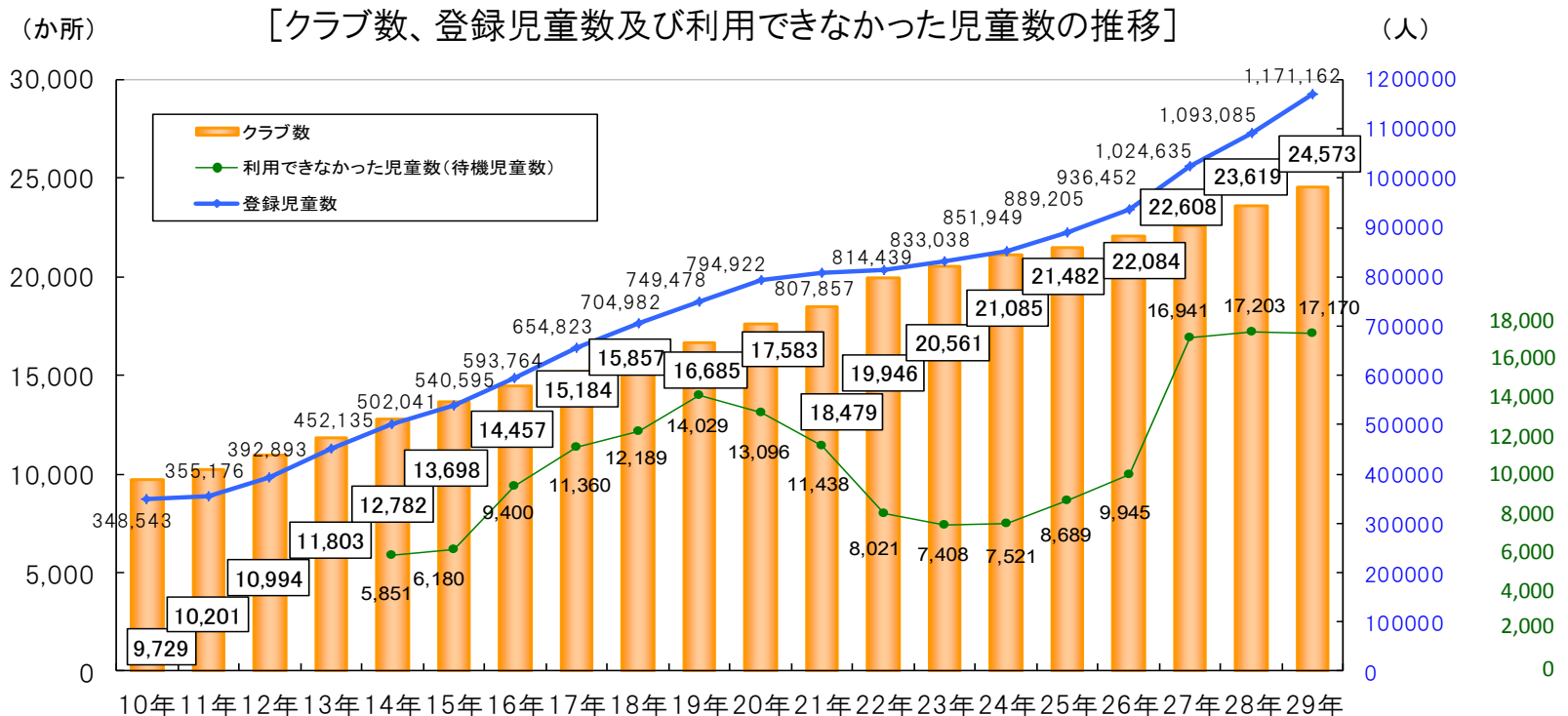
※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

【現状】(平成29年5月現在)

- クラブ数 24,573か所
(参考:全国の小学校19,628校)
- 支援の単位数 30,003単位(平成27年より調査)
- 登録児童数 1,171,162人
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 17,170人

【今後の展開】

- 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)に基づき、「放課後子ども総合プラン」に掲げる放課後児童クラブの2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を2018年度末までに1年前倒して実施する。さらに、状況を踏まえ、その後の在り方について検討する。



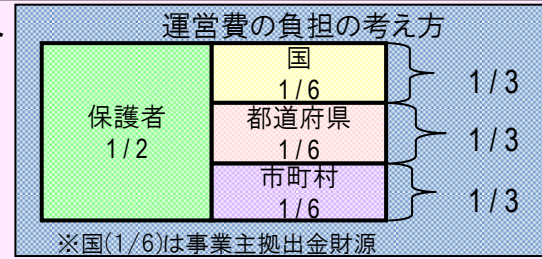
※各年5月1日現在(総務課少子化総合対策室調)
(平成29年8月11日以降保育課(子育て支援課)健全育成推進室)

放課後児童クラブ関係・平成30年度予算案のポイント

平成29年度予算 725.3億円 → 平成30年度予算案 799.7億円(+74.4億円)
 (うち、子ども・子育て支援交付金 平成30年度予算案 655.7億円(+68.0億円))

○「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に掲げる放課後児童クラブの2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を2018年度末までに1年前倒して実施するため、施設整備費の補助率嵩上げを継続し、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。

○ 実施主体:市町村(特別区を含む)



平成30年度予算案の主な内容

1 施設整備費の国庫補助率嵩上げ【2016(平成28)年度からの継続】

○公立の場合:(嵩上げ前)国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
 →(嵩上げ後)国2/3、都道府県1/6、市町村1/6

2 放課後児童クラブ運営費

(1)放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等の補助。

(2)放課後児童クラブ支援事業

障害児受入れクラブへの専門的知識等を有する職員の配置や量的拡充のための市町村の支援策等に対する補助。

(3)障害児受入強化推進事業

障害児を3名以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に要する経費の補助。

(4)小規模放課後児童クラブ支援事業

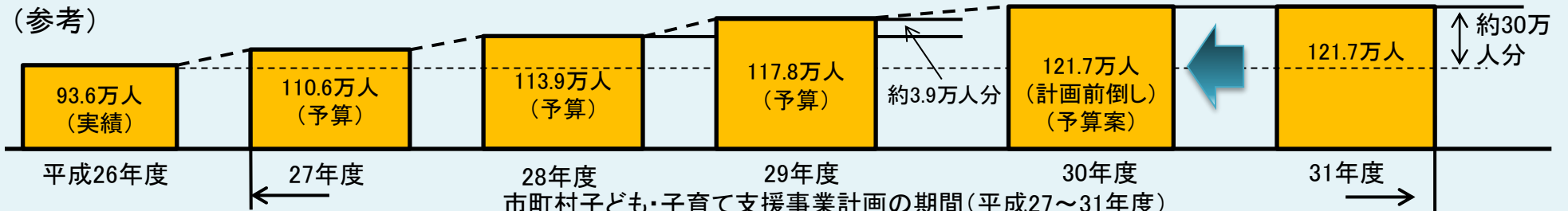
19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置の経費補助。

(5)放課後児童支援員の処遇改善

▶18:30を超えて開所するクラブに対し、放課後児童支援員等の処遇改善経費の補助。

▶放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に要する経費の補助。

(参考)



(※)平成31年度の数值は、潜在ニーズも含めた利用ニーズ(「量の見込み」)の全国集計値